

令和5年度 第1回  
「生活支援体制整備委員会」

令和5年7月13日

松本市生活支援体制整備委員会事務局

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した(委員15名のうち11名の出席があり、委員会設置要綱第6条第2項に基づき、会議は成立した)。

(2 あいさつ)

福祉政策課長 福祉政策課長があいさつをした。  
設置要綱第6条第1項に基づき尻無浜委員長が議長となった。

(3 報告事項)

議長 議長は報告事項(1)の説明を求めた。

事務局 資料1、別冊1、別紙に基づき、「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について」説明した。

(意見・質問)

議長 議長は報告事項(1)について、委員から意見・質問を求めた。

(意見・質問)

議長 第9期計画については、基本的に別の審議会で審議をしていくわけだが、生活支援体制整備の観点からも一部関わってくるところがあるため、こちらの委員のみなさまからも広く意見を聴取し、反映したいという意図がある。実態調査の結果から見ると、高齢化率や介護認定率は上がっていくのは当然だが、実数は徐々に減ってきている時代に入ってきているため、量より質に視点を置いた上で9期計画に盛り込めるかがポイントになってくると思います。

議長 議長は報告事項(2)の説明を求めた。

事務局 資料3に基づき、「令和5年度生活支援体制整備事業報告について」説明した。

(意見・質問)

議長 議長は報告事項(2)について、委員から意見・質問を求めた。

(意見・質問)

議長 35地区に生活支援員が配置となり、各地区ごとの活動は大きな問題はないという認識で良いか。

事務局 初年度配置された地区生活支援員は、地区での認知度も上がり、関係機関と連携しながら活動を行うことができている。しかし、新しく配置された職員等経験が浅い職員は苦戦している場面も見られることもある。

議長 あと昨年と大きな変更点と言うと、第1層生活支援コーディネーターが地域包括支援センターから福祉政策課へ変更となったという点である。第2層

(地区生活支援員)については、引続き松本市社会福祉協議会が委託するという形である。地区生活支援員の役割についてはもう一度確認し、委託側から不足している部分については、こちらの協議体でも議論をしていくべきだと思う。

(4 協議事項)

議長 議長は協議事項(1)の説明を求めた。

事務局 資料2、別冊2に基づき、「高齢者の社会参加や就労支援への取り組みについて」説明した。

(意見・質問)

議長 議長は協議事項(1)について、委員から意見・質問を求めた。

(意見・質問)

委員 高齢者の方の就労については、だいたい60歳定年となっていて、本人が希望すれば継続雇用で65歳まで働く仕組みができた。今は70歳までの雇用というものもスタートはしているが、なかなか企業側がそこまで追いついていない。そのため、雇用だけではなく、ボランティア、起業、フリーランス等で活動ができる形を企業側でも作ってもらう必要がある。

今後は65歳定年、70歳までの継続雇用ということもでてくると思う。実情の中だと、65歳以上の方の就労についてのフォローアップ窓口として生涯現役支援窓口を設置しており、高齢の方の相談は増えてきている。しかし、ハローワークに相談に来る方というのは多様な媒体があることから相談自体が減ってきている実情もある。また、中高年である45歳以上の方の数字は増えてきていて、半数以上を占めている。60歳以上となるとパートを希望される方が多くなり、10年前と比べると倍増となっている。調査結果にも見えているが、収入のある仕事を週4日以上している方の割合は増えているが、希望として週1、2日でも仕事があればやりたい人は多いけど、そういった労働の場がない。企業としては一定の労働力を求めるとなると、やはり週4日とかになるし、雇用保険の加入となると週20時間以上の勤務となるが、助成金制度も雇用保険加入が必須となる。20時間以上の勤務でないと企業側もメリットがない。ちょっと働きたくても、そういった場がない。ハローワークとしてもニーズに沿った形で企業側が募集を出してもらえるよう動いてはいるところ。

議長 今後、地域と企業が絡むことによって地区生活支援員の役割も出てくるかもしれない。

委員 直近も相談があり、週2、3日なら働いてもいいけど、4日以上となるとちょっと嫌だなという感じになって中々話が進まない。雇用側に言わせると週2日ほどきてもという話になる。そこで週2日働ける人を何人か集めるのはどうか聞いたが、雇用側は何人もの人に仕事を一から教えなくてはいけないため、大変だと言っている。70歳過ぎたら毎日は無理だけど週2、3日は働きたい人はたくさんいると思う。雇用側が認めてくれる制度ができてきてくれる

と働く人は増えてくると思う。

また、調査の回答で無回答が増えているため、関心がないのか、回答が難しいのかわからないが、関心をもって回答ができる調査の取り方を考えたほうがよい。

委員

私たちがヒアリングして、例えば3人とか4人でローテーションを組んで一人月10日程度で一人分の仕事として働くということをしている。シルバー人材センターは雇用という形ではなく、フリーランスで働くといった形をとっている。実感として一部の人は生きがい、その他は生活給として働いていると思う。シルバー人材センターの相談状況としては60歳の方は来ず、70歳前後の方が大半を占めている。

デジタル化だが、現実問題となっており、フリーランス法が国会で成立され、インボイス制度との絡みで、フリーランスの人は消費税を免除されている形となっている。大きな会社はフリーランスにつけた消費税を全額控除できないということとなった。フリーランス法に対応した契約方法を取らなければいけないことが近々の課題となってきた。シルバー人材センター、労働者、勤務先の3者での委託契約を結ぶ準備を進めている。今後スマホが使えない会員は仕事をとれなくなる可能性も危惧している。

先日、水路清掃をやろうとしても、町会役員が高齢でできないためシルバー人材センターに依頼がきたが、シルバー人材センターも同年代のため難しく断った。

議長

議長は協議事項(2)の説明を求めた。

委員

「NPO、医療・社会福祉法人、企業などとの協働事例紹介と今後の方向性」(ワーカーズコープ)について説明した。

活動については自由な形で居場所を作っている。住民の人がただふらっときてやりたいことをする、何となくささやかな相談をする。施策の中で何かしてあげようという視点に立ちがちだが、集い場ふらっとについてはここに来る人たちが自分たちで考えて、来る人たちがこの居場所を作っている。視点を変えてみる、就労についてはその人が主体的な働き方ができるよう繋げられないかと思う。

委員

「NPO、医療・社会福祉法人、企業などとの協働事例紹介と今後の方向性」(NPO法人サポートセンターとまり木)について説明した。

とまり木に相談に来られる高齢者の大半は就労阻害要因があり、働けない人が多い。以前は趣味に時間を割く人が多かったが、今は働きたいという人が多くなり、それだけ貧困化している状態が前提にあると思われる。そのため、働いて賃金を得ることは大きなモチベーションになっていると言える。

地域にカフェ等はたくさんあり、誰でも来て下さいと書いてはあるが、ある程度対象者が決まっていたり、行って見たものの居心地が悪いと感じてしまうこともある。真に誰でも参加できる「居場所」とは何かを追及していかなければならない。当事者たちが主体的に牽引していけるよう、どのように形

成できるかを考えていきたいと思う。

(意見・質問)

議長 議長は協議事項について、委員から意見・質問を求めた。

(意見・質問)

委員 2つの事例を聞かせていただき、当たり前ってなんだろうと。当たり前は人それぞれ違うことが当たり前なんだと思わなければならない。当事者の声を聞くことも大切だと感じた。

(5 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後3時20分散会した。